

※風俗営業所等管理者講習の実施



シンボルマーク

○ 根拠規定、受講通知等

風俗営業所等の管理者に対する講習は、風営適正化法第24条第6項等の規定に基づき実施しており、風俗営業者及び特定遊興飲食店営業者は、3年に1回、管理者に定期講習を受講させなければなりません。

平成30年度は、遊技場（ぱちんこ屋、まあじゃん屋及びゲームセンター等）及び平成29年度未受講の社交飲食店営業の管理者が対象となります。

受講日の約1ヶ月前に、管理者講習通知書を送付します。

通知書を受けた営業者（法人代表者）の方は、必ず、管理者に受講させてください。

○ 講習会に持参する物

- ・ 管理者講習通知書
- ・ 風俗営業管理者証
- ・ 京都府収入証紙（2600円分）

（収入証紙は警察署又は京都府の出先機関で、あらかじめ購入し、会場に持参してください。会場では、販売していません。なお、郵便局等で販売している収入印紙と間違えないようご注意ください。）

- ・ 印鑑、筆記用具

○ 講習を受ける際の注意事項等

- ・ 代理人の受講は認められません。
- ・ 営業者は、やむを得ない理由で当該管理者に受講させることができないときは、その理由、管理者の氏名、住所、営業所の名称及び所在地を記載した書面を講習日の10日前までに営業所の所在地を管轄する警察署生活安全係に提出してください。
- ・ 正当な理由なく受講させないときは、行政処分を受けることがあります。
- ・ 風俗営業等を廃業している方は、管轄警察署生活安全係を通じて、速やかに許可証返納（廃業）の手続きをしてください。

平成30年度管理者講習実施年間基本計画

月日	講習時間	講習種別	講習場所	管轄警察署	受講対象
7月27日 金曜日	午後1時から 概ね4時間	定期講習	舞鶴西総合会館内4階 文化情報センター 第一会議室 (西コミセン)	綾部	ぱちんこ屋
				福知山	
				舞鶴	
				宮津	
7月30日 月曜日	同上	定期講習	同上	京丹後	まあじゃん屋
				綾部	
				福知山	
				舞鶴	
8月23日 木曜日	午後1時30分 から 概ね4時間	定期講習	キャンパスプラザ京都 第3講義室	東山	社交飲食店
				川端	
				上京	
				東山	
9月5日 水曜日	同上	定期講習	キャンパスプラザ京都 第4講義室	中京	まあじゃん屋
				下京	
				下鴨	
				下鴨	

9月12日 水曜日	同 上	定期講習	キャンパスプラザ京都 第3講義室	東山及び その他	社交飲食店
9月18日 火曜日	同 上	定期講習	同 上	上京 東山 中京 下京 下鴨 伏見 右京 南	ぱちんこ屋
9月26日 水曜日	同 上	定期講習	同 上	山科 北 西京 向日町 宇治 城陽 八幡 田辺 木津 亀岡 南丹	ぱちんこ屋
10月下旬	同 上	定期講習	未 定	伏見 山科 右京 南 北 西京 向日町 宇治 城陽 八幡 田辺 亀岡	まあじゃん屋
11月初旬	同 上	定期講習	未 定	全署	ゲームセンター等
2月上旬	未 定	処分時講	未 定	全署	
2月下旬	未 定	未受講者	未 定	全署	

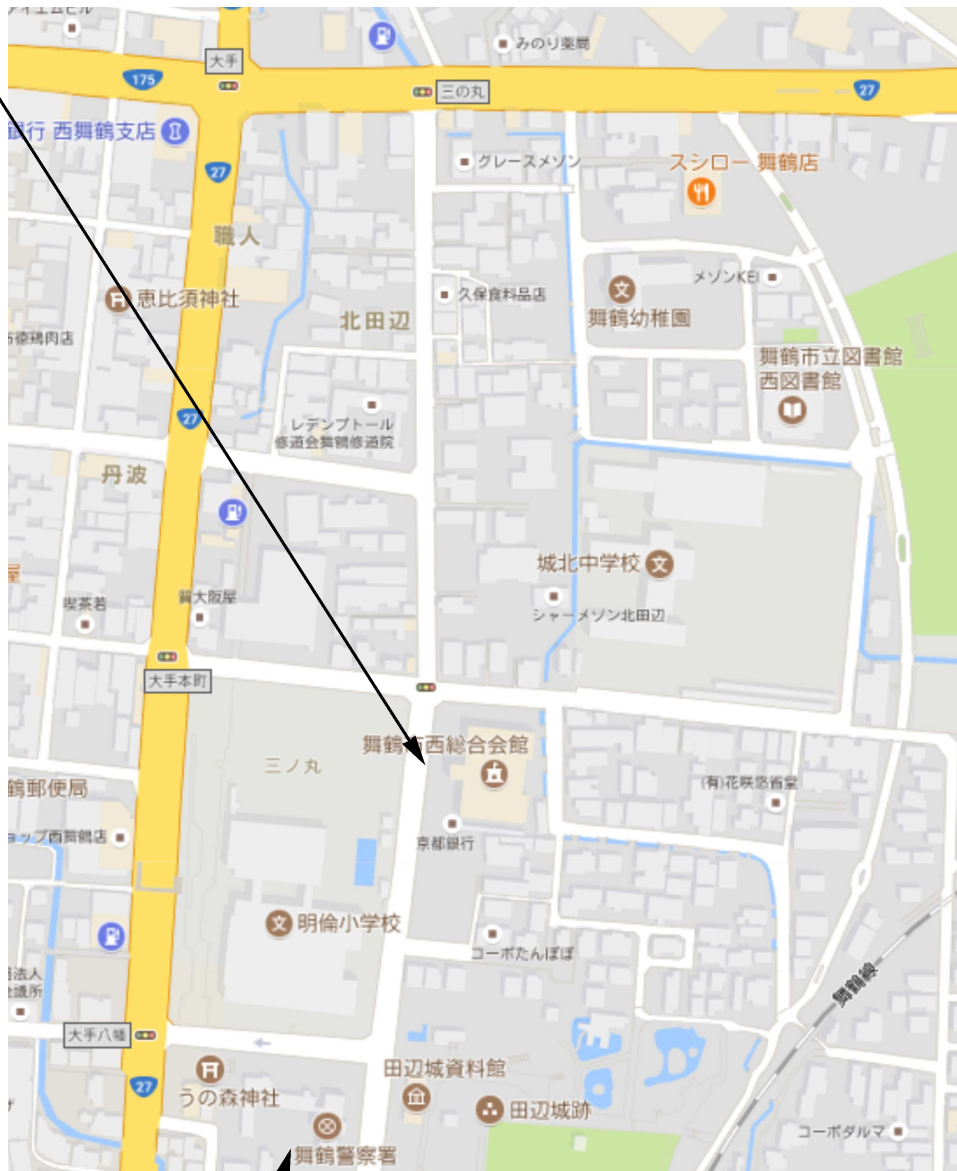
日程決定分

キャンパスプラザ京都



8階旅券事務所 (京都府収入証紙を購入できます)

舞鶴西総合会館



京都府舞鶴警察署 (会計課で京都府収入証紙を購入できます)